

観音寺市監査委員告示第1号

地方自治法第199条第14項の規定に基づき、観音寺市長等から定期監査（前期）の結果に対する措置を講じた旨通知があったので、同項の規定により次のとおり公表する。

令和7年1月20日

観音寺市監査委員 大西保行

観音寺市監査委員 大久保隆敏

1 措置を講じた部局等

観音寺市長

観音寺市教育長

2 監査実施期間

令和6年10月1日から同年11月13日まで

3 監査結果報告書の提出日

令和6年11月28日

4 措置通知年月日

令和6年12月12日付（観音寺市長）

令和6年12月20日付（観音寺市教育長）

5 措置内容

別紙のとおり

監査委員の指摘事項、意見等に対する措置内容

各課共通事項

指 摘 事 項、意 見 等	措 置 内 容
<p>○ 負担行為書等で随意契約の根拠法令が相違している場合が見受けられる。あらためて随意契約ガイドラインを確認し、また積算根拠の確認も必ずされたい。</p>	<p>○ 負担行為書等で随意契約の根拠法令については、随意契約ガイドラインを確認するとともに積算根拠についても十分に確認を行うよう職員に注意を促し、適正な事務処理に努めます。</p>
<p>○ 負担行為書等に添付の起案文書について、決裁日のないものが多く見受けられる。記入漏れのないように努められたい。</p>	<p>○ 起案文書については、決裁日の記入の有無を確認し、記入漏れがないよう適正な文書管理に努めます。</p>
<p>○ 備品台帳に関しては、購入した年度がかなり古い備品があるため、あらためて照合されたい。また、規格の欄が空白で品名などが入っていないものがあるので確認されたい。</p>	<p>○ 備品については、現状の確認を行い、古い備品については処分を含め検討し、適切な管理に努めます。また、規格、品名などの漏れがないかを確認し適正な管理に努めます。</p>
<p>○ 外部施設（学校関係含む）の出勤簿や勤務記録簿、公用車運転日誌等において、空白のものや確認印忘れ、修正液、鉛筆書きが散見されたので、適正に処理されたい。</p>	<p>○ 出勤簿や駐車場カード・ETCカードの使用簿、公用車の運転日誌等の管理について、記入漏れや確認印忘れ、修正液、鉛筆書きがないよう適正な処理に努めます。</p>
<p>○ 季節的・事業的な業務等により時間外の多い人や、代休取得ができていない人、少数人ではあるが年休の取得がほとんどできていない人が見受けられる。職員の健康管理への配慮、改善策をお願いする。</p>	<p>○ 時間外の多い職員や、代休取得ができていない職員、年休取得が少ない職員については、業務の進捗を確認するとともに、年休の取得を積極的に促し、年休が取得しやすい環境づくりや健康管理への配慮に努めます。</p>

学校関係共通事項（小学校）

対 象 部 局	教育部 学校教育課	
指 摘 事 項、意 見 等	措 置 内 容	
<p>○ 理科室用薬品管理簿について、過去の年度において修正液、鉛筆書き等が見受けられた。</p> <p>また、数年使用していない薬品や使用する予定のない薬品については、教育総務課に依頼し廃棄処分も検討されたい。薬品管理については危険回避や事故防止を図るため、関連する法令や各通知などに従い定期的に保管状況を確認するとともに、現在保有量を常に把握し適正に管理されたい。</p> <p style="text-align: center;">（小学校）</p>	<p>○ 理科室用薬品管理簿については、修正液、鉛筆書きがないよう各学校へ指導し、適正な処理に努めます。</p> <p>理科室用薬品については、定期的な薬品調査を実施し、保管状況の確認と適正な管理に努めます。</p>	